

## 平成29年度特別養護老人ホーム第2 愛港園事業計画 (指定介護老人福祉施設)

社会福祉法人みなと寮

### 1. 位置づけと目的

介護老人福祉施設は、介護保険法第48条に定める施設サービスを提供する介護保険施設の一つであり、第86条によって老人福祉法第20条の5に規定されている特別養護老人ホームです。申請に基づき都道府県知事が指定したものが介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設）とされ、介護保険法に基づく施設介護サービスを提供できます。

介護老人福祉施設は、保険に該当し、要介護状態にある40歳以上の要介護者が、自宅で介護サービスを受けながら生活を継続することが困難な場合に、入所して介護サービスを受け、生活の場を提供することを目的としています。

また、介護老人福祉施設は、介護保険における介護サービスの基本理念によって、入所者本人の主体的な意志によって選択されるサービスの一つであり、さまざまな状態の要介護者が入所する長期の生活施設としての役割をもち、施設での生活とそこで提供される介護サービスによって、要介護状態が改善され、あるいは家族の生活条件が改善され、家族関係の調整が進められるなどして、自宅に戻ることを可能にして、退所、自宅復帰することを支援する目的も持っています。

### 2. 基本指針

当施設は介護老人福祉施設として、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の介護、支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指しています。

大阪市条例第25号「大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び、大阪市条例第28号「大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の内容を遵守し、それに沿った運営をします。

### 3. 施設運営指針

<短期目標（1～3年）>

生活空間の改善とケアの質の見直しと、専門性の高いケア

利用者の日常生活空間の見直しと改善を行っていきます。利用者に対し、人権の尊重とプライバシー保護に配慮した、うるおいのある生活空間等を構築し、施設がより快適な生活の場となるよう目指します。また、各方面からさまざまな意見を頂く中で、現在のケアの質の見直しと改善を行い、サービスの質の向上を目指します。

介護職員の専門性の向上させ、より充実した利用者サービスを提供していきます。永年の経緯から、認知症という繊細な対応が必要な利用者が多数入居されている施設として、専門性の高い、独創的なサービス提供を行う事で、地域の皆様に安心してご利用頂けるように努めてまいります。

### ＜中期目標（3～5年）＞

地域に開かれた施設、情報公開による永続的サービス改善システムの構築

地域の中に存在する施設として、地域に開かれた運営を行います。地域の方々が気軽に訪問して頂けるような、介護に関するご相談を気軽に頂戴できるような、また、ご相談に見えられた皆様が、そのついでにゆったりと時間を過ごして頂けるような環境づくりを行いたいと思います。

そのためには、施設設備の改善と見直しによる過ごしやすい生活空間の創造と、みどりの多い、心和む環境の整備、地域への開放化と、施設内の情報を皆様に公開することで、永続的なサービス改善サイクルの構築に勤めていきます。

### ＜長期目標（5～10年）＞

法人内介護施設の一体化と、地域の福祉拠点としての存在の確立

第2愛港園は、デイサービス・ショートステイ等居宅サービスと施設サービスを併せ持っています。居宅サービスと施設サービスとを一連の流れの中で捉え、双方向へのスムーズな移行が行えるよう努めていきます。人生の最終段階としての施設生活において、安心して生活ができ、利用者がこれまで生きてこられた総まとめを行える時間と空間を提供できるような配慮を行っていきます。

施設運営の安定を図りながら、独創的なサービス、利用者が明るく生活出来る環境の提供、サービス提供内容の点検と再検討、施設サービス以外にも社会に貢献できる事業を展開するなど、法人みなと寮の介護保険施設・事業所が一体となった運営を行い、法人みなと寮が地域福祉サービスの中心的拠点となることを目標に、第2愛港園がわずかでもその一翼が担えるよう、努めていきます。

## 4. 契約書、重要事項説明書、サービス利用票及び苦情解決システム

利用に際しては、施設と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を入所者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。そして、個別にアセスメントを行い、サービス計画書を作成し、同意を得た上で実施していきます。

経過に関しては、常にモニタリングを行い、サービスの評価と実施を繰り返し、よりよいサービス提供に努めます。

また、入所者及び家族からの、サービスその他に関わる苦情に関しては、窓口を設けて、第三者の監督の下、迅速かつ適切に解決していきます。

## 5. 介護サービスの方針

介護は生命や生活を支え、生活を豊かにする援助活動ですから、人権尊重を基本理念として、以下の介護サービスを提供します。

- ・ 個別性の重視
- ・ 自己決定、選択を可能な限り尊重
- ・ 残存能力に着目した自助、自立援助
- ・ プライバシーの確保
- ・ 予防的、維持的リハビリテーションの実施
- ・ 褥瘡の予防
- ・ 感染症の予防
- ・ ターミナルケアの実施
- ・ 居宅ケアと施設ケアの連携による継続的、総合的なサービスの確立

## 6. 健康維持管理サービス

### 6-1 早期発見早期治療

老化による身体機能は、予備力の減少、防衛力や回復力、適応力の低下を来し、高い有病率、突発的な病状の発現、急に重篤な結果に至るなど注意すべき点が多くあります。健康管理、療養指導など日常的な医療サービスは医師を中心に、異常の早期発見は全ての職員が観察力を高め対応します。

### 6-2 老年期の心理特性・精神機能の理解と対応

老化は、人格の変容をもたらし、不適応行動として自他を苦しませたり、認知症や鬱状態など精神症状の原因ともなります。

喪失の時期といわれる老年期の心理特性を理解し、精神症状群に対する知識の習得と対応の習熟に努め、高齢者を対象とする施設にふさわしい介護・看護を提供します。

### 6-3 安全で楽しく豊かな食事の提供

食べることは、大きな楽しみの一つでもありますので、個々の入所者の栄養ケアマネジメントをもとに、治療食を始めとして適切な食事を提供できるよう図ります。

また食卓の雰囲気気を配り、四季折々に季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を用意します。

食中毒は、施設においては集団食中毒として猛威をふるいます。安全な調理に留意するのは勿論、職員・入所者共々手洗いや消毒など衛生管理に努めます。

### 6-4 潤いのある生活の場としてのケア

高齢者は個人によって病状や症状が異なり、生活動作も多種多様な様相をしています。このような入所者に対するケアは、高齢者の個別性を尊重し、『潤いのある生活の場』となるような援助をすることを基本とし、個々のケアプランに沿ったサービスを行い、健やかな生活リズムを維持していくことを目指します。

## 7. 余暇活動

入所者の日常生活における残存機能の維持と、精神の安定を図るため、個人の趣味や楽しみを尊重し、個性を發揮し伸ばすことで生活を楽しみ、生きがいへとつなげていきます。色々な取り組みを行い、レクリエーションの持つ心と体を豊かに、より楽しく生きる喜びをもたらす効果を目指します。

参加しやすい環境づくりに努め、入所者が何を望んでいるかのニーズをさぐり自主参加を促していきます。

レクリエーション、音楽活動、園芸活動、創作活動（美術・書道）、体操、日常生活動作訓練

## 8. 居宅生活支援サービスの強化

施設サービスと居宅サービスを結びつけ、地域の中での高齢者福祉サービスの総合拠点としてサービスを提供していきます。同法人の運営する居宅介護支援、通所介護、訪問介護、認知症対応型共同生活介護と連携を取りながら、入所者にとって最も適切なサービスを提供していきます。

また、併設型の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（基本方針及び運営については大阪市条例第26号「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、大阪市条例第31号「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の内容を遵守し運営する）のサービスを提供します。

## 9. 社会貢献

今日、福祉に求められているニーズは多種多様化しており、公的サービスだけでは不十分なケースや福祉分野では解決できない事案等が発生しています。

特に社会福祉法人には、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを受けることが出来ない人がないように、地域関係者との連携の中で課題を発見し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくことが求められています。

第2愛港園としては地域活動協議会への参画、地域美化運動、ボランティアの受け入れ、大阪市主催後見人養成講座の実習生の受け入れ、入所及び相談者への総合的な社会資源の情報提供など積極的に取り組んでいきます。また大阪老人施設部会の社会貢献事業のコミュニティソーシャルワーカーの常駐施設としても機能しています。

## 10. 防災対策

### 10-1災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。特に夜間は細心の注意をして巡回を行います。

### 10-2防災教育

消防計画書並びに地震防災応急計画書にしたがった、人命安全防護のための教育を、職員には年2回、入所者には毎月行い周知徹底を図ります。

緊急時に備え、緊急対応マニュアルを理解・習得することで人命保護を最優先に行動できるよう努めます。

### 10-3避難・消火訓練

災害等発生時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練は毎月、法人施設合同で、消防機関の指導を要請する訓練は年2回行います。

所轄消防署主催の応急処置講習会、自衛消防技術競技会などに参加し防災意識の向上及び、技能の熟練に努めます。

### 10-4災害時の指定避難所として

大規模災害の際、避難所に避難された地域住民の要介護者について大阪市港区との防災協定の締結により、最大限地域住民の介護者の受け入れについても入所者の安全確保の上、速やかに要請を受け入れる体制を整えると共に、物資についても常時備蓄管理することも含め、地域貢献の一環として取り組んでいきます。

## 11. プライバシーの保護

入所者の人権尊重はもとより、生活の尊厳を守るためにもプライバシーの保護を徹底し、サービス援助の提供を行います。

## 12. 職員の資質向上

### 12-1研修

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は、本来自己啓発が基本ですが、施設内外の研修には入所者のサービスに低下を来さぬよう工夫して、極力多数が参加できるよう努力します。

研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。

施設の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の養成に努めます。特に厚生労働省の定める認知症介護実務リーダー研修及び認知症介護実践者研修を積極的に受講し、認知症ケア専門士資格取得支援を行うなど、全職員の認知症ケアの専門性を高めます。

### 12-2資格

介護保険では、居宅サービス、施設サービス部門のそれぞれに介護支援専門員（ケアマネージャー）が必置となります。そして、ケアマネジメントの実施、ケアプランの作成、モニタリングと、全ての領域にバランス良く目配りしながらサービスを提供していく要としての役割を担います。そのために幅広く、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の福祉関係の資格取得をすすめていきます。

## 13. 諸会議

### 13-1職員会議

職員会議は施設単位で職員全体を対象として開催され、具体的な施設運営、入所者へのサービスの向上等の討議を決定する重要な会議であり、その意味で協議決定機関としての機能を果たしています。又、全職種 of 職員が相互に話し合い、連絡調整を行って行きます。そして、施設長が施設のあり方や社会福祉の現状等についても、積極的に情報を提供し、職員全員の相互の意見交換を通して協力しあう場を提供して行きます。次の5つのテーマを中心としています。（月1回）

1. 事業計画（行事）の検討
2. 職場運営（サービス全体について）
3. 各部署の報告
4. 施設長の考え、方向性の確認等
5. その他の緊急課題

### 13-2サービス担当者会議（ケースカンファレンス）

入所者のサービス計画の樹立と個別ケアプランの策定、そしてその過程の検討と評価を行って行きます。（随時）

### 13-3サービス検討会議

入所者サービス・ケアに関する全ての問題を図り、全体化して行きます。（月1回）

### 13-4事故発生予防委員会

施設サービスに関わる事故事例及びヒヤリ・ハット事例を収集して、その形態分析を行い、入所者の健康と安全を確保及び生活の質を高める観点から事故防止策を検討します。

（月1回）

### 13-5身体拘束廃止委員会

人権擁護及び入所者のQOL向上の観点から、それらを根本から損なってしまう身体拘束を廃止するための対応策を検討します。（月1回）

**13-6感染症対策委員会**

感染症の早期発見及び拡大防止など対応策を検討し、感染症対策についての研修を実施していきます。（月1回）

**13-7褥瘡予防委員会**

褥瘡の発生予防を検討し、適切なサービスが提供できるようにします。（月1回）

**13-8入所選考委員会議**

平成15年6月1日から施行された特別養護老人ホームに置ける入所選考指針を基本とし、特別養護老人ホーム第2愛港園入所選考指針に基づき入所者の選考を行います。特に法人内介護保険施設（愛港園）、事業所（みなと在宅介護支援センター・南部包括支援センター等）と連携・協力して入所選考委員会を行い、地域の高齢者のニーズ等を踏まえた上で適正な入所選考を行います。入所判定委員会には地域の方々にもご参加いただき、入所選考の標準化・透明化を図ります。（月1回）

**13-9防災会議**

防災対策について話し合い、常に職員の防災意識の高揚に努めます。（月1回）

**13-10食事サービス会議**

食事に関する全体的な意見交換、調整をおこない、よりよい食事提供を考えていきます。（月1回）

**13-11調理勉強会**

技術向上のための課題を設定し、それに沿って勉強会を行います。（月1回）

**13-12法人内施設連絡会議**

法人内各施設の問題を持ちより、各施設の特性を生かしつつ、問題の共有化を通してそれぞれの施設の活性化を図ります。（月1回）

**13-13法人内施設主任連絡会議**

法人内各施設の現場の問題を持ちより、各施設の特性を生かしつつ、問題の共有化を通してそれぞれの施設の活性化を図ります。（2ヶ月に1回）

**平成29年度の保健衛生に関する標語**

平成29年	4月～5月	自然に触れ親しみ気分転換を図りましょう。
	6月～7月	温かくなってくる時期です、積極的に身体を動かしましょう。
	8月～9月	暑い季節です、水分をしっかり摂りましょう。
	10月～11月	夏の疲れが出る時期なので睡眠を充分にとりましょう。
平成29.30年	12月～3月	感染症予防のため日頃から手洗い・うがいに努めましょう。



## 平成29年度 第2愛港園事業計画 1

	ケアの重点項目	レクリエーション	保健衛生サービス
4月	施設外活動促進月間	お花見 造幣局の通り抜け	個別体調確認
5月	施設外活動促進月間	日帰りレク	春季健康診断
6月	利用者個人の状態の把握 施設外活動促進月間	日帰りレク	食中毒予防月間
7月	利用者健康促進月間	七夕祭り	食中毒予防月間
8月	利用者健康促進月間 家族連絡調整 帰省（お盆） 家族懇談会	納涼会	食中毒予防月間 脱水防止月間 帰省時の保健指導
9月	敬老月間 地域交流促進月間	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	食中毒予防月間 脱水防止月間
10月	施設外活動促進月間	地域交流 日帰りレク	秋季健康診断
11月	施設外活動促進月間	日帰りレク	精神衛生月間
12月	家族連絡調整 帰省（年末・年始） 家族への近況報告	クリスマス会 もちつき	個人体調確認 インフルエンザ、ノロウイルス予防 帰省時の保健指導
1月	利用者健康促進月間	新年祝賀会 初詣 書き初め大会	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
2月	利用者健康促進月間	節分	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
3月	生活援助の総括	ひな祭り	耳の衛生月間
定例	家族への預り金収支報告（年4回） ADL状況、長谷川式スケール（年1回） ケアプランの作成・見直し及び、カンファレンス（随時） ラジオ体操（毎日1回）	誕生会（月1回） 誕生者食事会（随時） グループワーク 保育園児との交流 （年1回）	体重測定（月1回） 血圧測定（月1回） 全館消毒（毎日）



## 平成29年度 第2愛港園事業計画 2

	食 事 サ ー ビ ス		災 害 対 策
	栄 養 関 係	特 別 献 立	
4月	嗜好調査	お花見 昭和の日	消防計画書策定 管理者教育 新任職員対象防災機器の取扱説明 防災設備総合機器点検
5月	残食調査	憲法記念日 端午の節句 母の日	視聴覚指導 防災訓練(消防署立会) 地震災害応急対策訓練
6月	食中毒防止強化月間 食事形態チェック	創立記念日6 / 1 父の日	
7月	嗜好調査	七夕 海の日	防災訓練(夜間想定)
8月	帰省時の栄養指導 残食調査	納涼会 土用の丑	
9月	食中毒防止強化月間	防災の日 敬老の日 秋分の日	防災月間 防災訓練(日中想定)
10月	嗜好調査	お月見 ハロウィン	地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11月	残食調査	文化の日	防災訓練(夜間想定) 秋季全国火災予防運動 視聴覚指導
12月	食中毒防止強化月間	天皇誕生日 クリスマス会 冬至 年越	年末年始災害防止 特別警戒
1月	嗜好調査	おせち料理 七草 小正月	年末年始災害防止 特別警戒 防災訓練 (地震津波想定)
2月	残食調査	節分 建国記念の日 聖バレンタインデー	
3月	食中毒防止強化月間	ひな祭り ホワイトデー 春分の日	春季全国火災予防運動 防災訓練(夜間想定)
定 例	栄養指導に関する話(月1回) 誕生会(月1回) ティータイム(毎日2回)		防災会議(月1回) 防災訓練(1回/2ヶ月) 防災設備自主点検 (月1回)

## 平成29年度 第2愛港園職員研修会

## 介護保険事業所合同年間研修計画

	研 修 内 容
4月	平成29年度事業計画
	新人研修(接遇・プリセプター・オムツ・食事・移乗・入浴介助)
	介護技術の基本1(食事介助・水分補給)
5月	介護技術の基本1(食事介助・水分補給)
	介護技術の基本2(排泄介助)
	介護技術の基本3(入浴・清拭、足浴、手浴)
6月	介護技術の基本4(移動・移乗介助)
	ケース記録、報告書の基本的な書き方
	ケアプランの見方、考え方、作り方
7月	食中毒予防に向けて
	介護技術の基本5(服薬介助・誤薬防止・服薬管理)
	身体拘束廃止について
8月	苦情解決システム・苦情箱、ヘルプライン
	緊急時の対応、救急救命講習、AEDの使い方
	認知症ケアの基本
9月	看取り(ターミナルケア)介護指針と総括
	防災訓練、災害時の対応について(火災・台風・地震等)
	高齢者の人権について
10月	感染症予防対策について(インフルエンザ、ノロウイルス)
	コンプライアンスの徹底
11月	褥瘡予防について
	低栄養、栄養マネジメントについて
	口腔ケアについて
12月	個人情報保護とプライバシー保護
	リスクマネジメントについて
1月	メンタルヘルスについて
	成年後見人制度について
	虐待防止体勢の構築と実践
2月	誤嚥性肺炎の予防
	事業計画の見直しと来年度の取り組みについて
	腰痛予防について
3月	プリセプター制度と新人教育について
	行事・レクリエーション等の総括

## 平成29年度 生計困難者に対する支援相談事業 事業計画

社会福祉法人みなと寮

### 1. 位置づけと目的

大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「老人福祉施設における社会貢献事業実施要項」に基づき、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困難により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

### 2. 事業趣旨

施設の持つ専門的援助技術や相談機能を活用し、総合生活相談を行います。地域の諸機関と連携し、要援護状態の発見や諸施策へのつなぎの努力を行います。要援護状態にある方々の自立生活を支援するため、必要なサービス費の援助を行います。

### 3. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに訪問相談活動

この事業の実施にあたり、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、老人福祉施設内の介護支援専門員、あるいは在宅介護支援センター、診療所などの人材、機能と連携し地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、所得や生活状況、生活上の課題を把握した上で種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービス斡旋、経済的援助を行うために、地域向けの相談活動を担当する者となります。

### 4. 経済的援助の対象

#### 4-1 経済的援助の対象となる方

生活困難により、

- ①医療費の負担が困難な方
- ②介護サービス費の負担が困難な方
- ③成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④必要とするサービスが受けられない方
- ⑤上記に類似する方

#### 4-2 経済的援助の対象とならない方

- ①既に施設に入所している方
- ②介護サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④相談活動を行わない、申請による方
- ⑤日常生活費の支給を求める方

⑥上記に類似する方

## 5. 経済的援助の期間

1事例あたりの最長援助期間は、概ね3ヶ月とします。この間にコミュニティソーシャルワーカーは、他制度との調整、つなぎに努めます。3ヶ月を経過し、さらに援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

## 6. 経済的援助の支払限度額

経済的援助を行う際、1事例あたりの支払限度額は概ね10万円とします。これを超える額の援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

## 7. 経済的援助の決裁権者

経済的援助を行う際の決裁権者は、援助を必要とする事例を担当したコミュニティソーシャルワーカーの所属する施設長とします。

## 8. 資金の流れ

この事業をすすめるにあたり、大阪府社会福祉協議会内に老人施設部会社会貢献基金が設置され、府内各老人施設から特別会費（社会貢献事業会費）を徴収し、当該会費を管理し、必要に応じて執行しています。コミュニティソーシャルワーカーは、所定の手続きで基金へ申請し、基金から施設を通じて、各サービス提供事業所に支払うものとします。原則として、本人への現金支給は直接行いません。

## 9. 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、個人の権利利益の保護のために、利用者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。